

〔研究ノート〕

財務会計評価論史のフレームワーク ——アメリカの諸学説を例として——

(そのII) 評価論形成期の論点

佐 藤 芳 次

第一節 評価論形成への一般的状況

今日の、いわゆる発生主義会計に相当する範囲を具備するものとしての、いわば本格的な「会計理論」の生成は、今からおよそ一世紀を遡れば充分である。

経済史研究の一般的用語法によれば、その時期は、アメリカにおける資本の集積・集中といわゆる独占資本主義への転化の時期に相当するであろう。1873年の経済恐慌、その後のプールの運動、1882年以後のスタンダード石油に代表されるトラスト形成そして1890年代の経済恐慌が、その契機である。この間、1874年に遡る鉄道の破産はモルガンによる鉄道業再編成のきっかけを与え、他方ではカーネギー製鋼会社の支配的な地位が確立する。さらに、トラスト・カンパニー、個人銀行、国法銀行、生命保険会社などの金融機関の集中と集團化も進み、1901年にはモルガン主導によるU.S.スティールの創立がある*。この時期は、会計理論形成の象徴的な画期でもある。巨額の固定

資本の形成が、事業の期間損益計算を、それ以前のものと比べて著しく困難なものとしたのである**。

* 鈴木圭介『アメリカ経済史の基本問題』(昭和 55 年), 特に p. 283 以降, 永田啓恭編『アメリカ独占資本主義成立期の研究』(昭和 54 年), 特に p. 25(第一章), p. 73 (第二章), p. 125 (第三章) 等を参考にした。

** Littleton が, 19 世紀後半を会計発達史の第二の画期として「簿記から会計へ」の時期と特徴づけるのは, この意味においてである—A・C・Littleton “Accounting Evolution to 1900” (1933), pp. 8 ~11, p. 165 以降参照。

1902 年の US スティールの財務表を見ると, それは, 勘定科目の内容や表示方法について, 今日のそれに類するものを網羅的に含んでおり, 当時すでにきわめて会計組織の体系化が進んでいたことを窺い知ることができる(下表参照)。しかしながら, それはやはり, US スティール独自の諸方法であり, 個別企業に限られた内容であって, 財務表表示に至る評価の過程については, 一層の多様性を推測させる。

Chatfield は, 「現代の会計理論家が, 一般に認められた会計原則を編成するため 1900 年までに遡っていったと仮定しよう。もし彼の経験がアメリカの実務にもとづくとすれば, 採用されていた資産評価方法の多様性と, さらにはそれら評価方法のすべてが等しく認められていたことに驚きをおぼえることであろう。*」とのべている。May がまた, 各企業がその必要性と目的に沿い, 経営者の保護を意図して, 自由に会計原則を展開させていた結果, 「会計の一般的性格は, 産業別, 会社別さらには地域によっても異なった**」ということを指摘する。

* M. Chatfield “A History of Accounting Thought” (1977) p. 232—津田・加藤訳『会計思想史』(昭和 53 年) p. 295 参照。

** G. O. May, “Memoirs and Accounting Thought of George O. May” Paul Grady, ed. (1962) p. 23.

評価の多様性には, 標準化のための何らかの施策が講じられて然るべきところ, 会計的行為を規制する法規そのものも少なく, 会計上の文献も法的引

用文で満ちていながら資産評価の判例法はわずかで、評価方法の標準化もしくは会計理論と会計実務との融合に対して、裁判所および立法府の役立ち方は、ヨーロッパ諸国のそれと比較してきわめて少ないものだったと言われている*。

* H. R. Hatfield, "Some Variations in Accounting Practice in England, France, Germany, and United State" (1966, Journal of Accounting Research 4) pp. 169~82 参照。M. Chatfield, (A History of Accounting Thought "(1977) p. 232 参照。

CERTIFICATE OF CHARTERED ACCOUNTANTS.

New York, March 12, 1903.

To the Stockholders of the United States Steel Corporation:

We have examined the books of the U. S. Steel Corporation and its Subsidiary Companies for the year ending December 31, 1902, and certify that the Balance Sheet at that date and the Relative Income Account are correctly prepared therefrom.

We have satisfied ourselves that during the year only actual additions and extensions have been charged to Property Account; that ample provision has been made for Depreciation and Extinguishment, and that the item of "Deferred Charges" represents expenditures reasonably and properly carried forward to operations of subsequent years.

We are satisfied that the valuations of the inventories of stocks on hand as certified by the responsible officials have been carefully and accurately made at approximate cost; also that the cost of material and labor on contracts in progress has been carefully ascertained, and that the profit taken on these contracts is fair and reasonable.

Full provision has been made for bad and doubtful accounts receivable and for all ascertainable liabilities.

We have verified the cash and securities by actual inspection or by certificates from the Depositories, and are of opinion that the Stocks and Bonds are fully worth the value at which they are stated in the Balance Sheet.

And we certify that in our opinion the Balance Sheet is properly drawn up so as to show the true financial position of the Corporation and its Subsidiary Companies, and that the Relative Income Account is a fair and correct statement of the net earnings for the fiscal year ending at that date.

PRICE, WATERHOUSE & Co.

[出所]

United States Steel Corporation Annual Report

CONDENSED GENERAL BALANCE

ASSETS.

PROPERTY ACCOUNT:

Properties owned and operated by the several companies.....	\$1,453,635,551.37
Less Surplus of Subsidiary Companies at date of ac-	
quirement of their Stocks by U. S. Steel Cor-	
poration, April 1, 1901.....	\$116,356,111.41
Charged off to Depreciation and Extinguish-	
ment Funds.....	12,011,856.53
	128,367,967.94
	\$1,325,267,583.43

DEFERRED CHARGES TO OPERATIONS:

Expenditures for Improvements, Explorations, Stripping and Development at Mines, and for Advanced Mining Royalties, chargeable to future operations of the properties.....	
	3,178,759.67

TRUSTEES OF SINKING FUNDS:

Cash held by Trustees on account of Bond Sinking Funds.....	459,246.14
(\$4,022,000 par value of Redeemed bonds held by Trustees not treated as an asset.)	

INVESTMENTS:

Outside Real Estate and Other Property.....	\$1,874,872.39
Insurance Fund Assets.....	929,615.84
	2,804,488.23

CURRENT ASSETS:

Inventories	\$104,390,844.74
Accounts Receivable.....	48,944,189.68
Bills Receivable.....	4,153,291.13
Agents' Balances.....	1,101,318.00
Sundry Marketable Stocks and Bonds.....	6,091,340.16
Cash	50,163,172.48
	214,834,157.18

\$1,546,544,234.65

SHEET, DECEMBER 31, 1902.

LIABILITIES.

CAPITAL STOCK OF U. S. STEEL CORPORATION:

Common	\$508,302,500.00
Preferred	510,281,100.00
	\$1,018,583,600.00

CAPITAL STOCKS OF SUBSIDIARY COMPANIES NOT HELD BY U. S.
STEEL CORPORATION (*Par Value*):

Common Stocks.....	\$44,400.00
Preferred Stocks.....	72,800.00
Lake Superior Consolidated Iron Mines, Subsidiary Companies.....	98,714.38
	215,914.38

BONDED AND DEBENTURE DEBT:

United States Steel Corporation Bonds.....	\$303,757,000.00
Less, Redeemed and held by Trustee of Sinking Fund.....	2,698,000.00
	\$301,059,000.00
Subsidiary Companies' Bonds.....	\$60,978,900.75
Less, Redeemed and held by Trustees of Sinking Funds.....	1,324,000.00
	59,654,900.75
Debenture Scrip, Illinois Steel Company.....	40,426.02
	860,754,326.77

MORTGAGES AND PURCHASE MONEY OBLIGATIONS OF SUBSIDIARY
COMPANIES:

Mortgages	\$2,901,132.07
Purchase Money Obligations.....	6,689,418.53
	9,590,550.60

CURRENT LIABILITIES:

Current Accounts Payable and Pay Rolls.....	\$18,675,080.13
Bills and Loans Payable.....	6,202,502.44
Special Deposits due Employés and others.....	4,485,546.58
Accrued Taxes not yet due.....	1,051,605.42
Accrued Interest and Unpresented Coupons.....	5,398,572.96
Preferred Stock Dividend No. 7, payable February 16, 1903.....	8,929,919.25
Common Stock Dividend No. 7, payable March 30, 1903.....	5,083,025.00
	49,826,251.78
Total Capital and Current Liabilities.....	\$1,438,970,643.53

SINKING AND RESERVE FUNDS:

Sinking Fund on U. S. Steel Corporation Bonds.....	\$1,773,333.33
Sinking Funds on Bonds of Subsidiary Companies.....	217,344.36
Depreciation and Extinguishment Funds.....	1,707,610.59
Improvement and Replacement Funds.....	16,566,190.90
Contingent and Miscellaneous Operating Funds.....	3,413,783.50
Insurance Fund.....	1,539,485.25
	25,217,747.93

BOND SINKING FUNDS WITH ACCRETIONS.....

Represented by Cash, and by redeemed bonds not treated as assets (see contra).

UNDIVIDED SURPLUS OF U. S. STEEL CORPORATION AND SUB-
SIDIARY COMPANIES:

Capital Surplus provided in organization of U. S. Steel Corporation.....	\$25,000,000.00
Surplus accumulated by all companies since organization of U. S. Steel Corporation	52,874,597.05
	77,874,597.05*
	\$1,546,544,234.65

UNITED STATES STEEL CORPORATION AND SUBSIDIARY COMPANIES.

GENERAL PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year Ending December 31, 1902.

GROSS RECEIPTS.

Gross Sales and Earnings.....	\$560,510,479.39
-------------------------------	------------------

MANUFACTURING AND OPERATING EXPENSES.

Manufacturing and Producing Cost and Operating Expenses.....	<u>411,408,818.36</u>
Balance	\$149,101,661.03
Miscellaneous Manufacturing and Operating Gains and Losses (Net).....	\$2,654,189.22
Rentals received.....	<u>474,781.49</u>
Total Net Manufacturing, Producing and Operating Income.....	<u>3,128,970.71</u>

OTHER INCOME.

Proportion of Net Profits of properties owned but whose operations (gross revenue, cost of product, expenses, etc.) are not included in this statement....	\$1,972,316.45
Interest and Dividends on Investments and on Deposits, etc.....	<u>3,454,135.50</u>
Total Income.....	<u>5,426,451.95</u>

GENERAL EXPENSES.

Administrative, Selling and General Expenses (not including General Expenses of Transportation Companies).....	\$13,202,398.89
Taxes	2,391,465.74
Commercial Discounts and Interest.....	<u>1,908,027.90</u>
Balance of Income.....	<u>17,501,892.53</u>

INTEREST CHARGES, ETC.

Interest on Bonds and Mortgages of the Subsidiary Companies.....	\$3,879,439.91
Interest on Bills Payable and Purchase Money Obligations of Subsidiary Companies and Miscellaneous Interest.....	2,234,144.43
Rentals paid.....	<u>732,843.10</u>
Net Earnings for the Year, see page 5.....	<u>6,846,427.44</u>

UNITED STATES STEEL CORPORATION AND SUBSIDIARY COMPANIES.

SUMMARY OF FINANCIAL OPERATIONS OF ALL PROPERTIES.

Year Ending December 31, 1902.

Showing the Net Resources for the Year and Disposition Thereof.

RESOURCES.

Profit and Loss Surplus for the year, per Income Account, page 6.....	\$34,253,656.75
Net Receipts appropriated from Earnings for Bond Sinking, Depreciation and Improvement Funds (See Income Account, page 8).....	\$27,814,389.47
Less, Payments therefrom to Trustees of Bond Sinking Funds	\$3,604,064.43
Expended for Extraordinary Replacements.....	<u>7,926,792.60</u>
	11,530,857.03
	<u>\$16,283,532.44</u>
Net Receipts account Insurance and Contingent Funds during the year.....	<u>804,319.35</u>
Balance of Receipts for Year included in Fund accounts	17,087,851.79
Bonds and Mortgages issued.....	2,370,338.35
Sundry Miscellaneous Receipts.....	5,920.98
Total Net Resources.....	\$53,717,767.87

PAYMENTS MADE FROM ABOVE.

Expended for Additional Property and Construction, per page 15.....	\$16,586,531.77
Bonds and Mortgages paid (not including bonds redeemed with sinking funds)	1,697,577.33
Purchase Money Obligations, Bills Payable and Special Deposits paid off.....	13,652,367.94
	<u>31,936,477.04</u>
Balance of Net Resources for the year, accounted for as below.....	\$21,781,290.83

INCREASE IN CURRENT ASSETS, VIZ.:

In Sundry Securities and Investments.....	\$3,193,604.83
In Accounts and Bills Receivable in excess of increase in Accounts Payable.	9,595,635.15
In Inventories and Miscellaneous Accounts.....	12,625,946.02
	<u>\$25,415,186.00</u>
Less, Decrease in Cash on hand December 31, 1902, as compared with preceding year.....	<u>3,633,895.17</u>
Balance as above.....	\$21,781,290.83

第1章に示したような実務史についての認識を表明する Brundage は、その中で、会計に影響を及ぼした諸規定として、以下のものをあげている。

1890年 Sherman Antitrust Law

1906年 Interstate Commerce Commission Act (Amendment)

1914年 Clayton Act (The Federal Trade Commissionによる)

1918年 Revenue Act

この間、1906年の各州商務省令にいたるまでは、たとえば減価償却の問題は、基本的に当該時点の資産価値の問題で、原初能力の維持や操業効果の標準の問題ではない。問題は、「第一に、使用にある財の消耗が、現在、償却のための準備によって計測されるべきか、廃棄によってのみ計測されるべきか、第二に、その準備が取得原価で計算されるべきか、取替原価で見積られるべきか……*」に終始していたことといえる。

* P. F. Brundage, op. cit. p. 73.

また、1918年の所得法令では、次のような規定が基本的なものである。

Section 212 (b)

「純所得は、納税者の帳簿記録に際し、通常使用された会計の方法にしたがつて、納税者の毎年の会計期間（会計年度が暦年かは場合によって）にもとづき計算されることを要す。ただし、会計のそのような方法が用いられていない場合、あるいは用いられている方法が明瞭に所得を反映しない場合は、その計算は、所得を明瞭に反映する当局の意見の方法によってなされることを要す。」

Article 22 of Regulations 45

「総所得のいっさいの条件やいっさいの控除が計算されなければならない諸項目は、計算が納税者の所得を明瞭に反映するような方法でなさるべき、基本的な規則に照らして決定されることを要す。」

Article 23 of Regulations 45

「会計諸方法のは認された規準は、正規に所得を明瞭に反映するものと認

む。」

かくして、長期的に資金を拘束する資産についてさえ、当該資産のきわめて限られた時点での「鑑定」的意味での評価しかなされず、すでに財産税から収益税を主とする税制の一般的状況を背景とするようになっても、法規定の中で会計基準が前面に登場するには至っていない。

各企業が自らの必要性と目標に沿って自由に会計基準を展開させていた状況は、一般的意味での会計原則形成の前提であるが、会計原則ではあり得ない。「鑑定」的意味での資産評価には、法的な権威ある仲裁は不可避のことであったろうところ、裁判所や立法府が資産評価方法の標準化もしくは会計理論と会計実務の融合に多くは役立たなかった点は、資産評価が、財産そのことよりも損益に関わることとして再認識されなければならなかつたことに関するであろう。損益計算体系には、法の論理よりも、基本的に会計固有の論理が必要であった。

第二節 繼続性概念の生成＝Hatfield の指摘

近代会計理論生成の論点を、いかなる説や主張に見出すかは、即断できることではないが、評価論に焦点をあててみると、幾つかの前提的事実は明示でき、評価論生成に関わる主張は、比較的明瞭な輪郭を見出せる。

まず、当時の代表的な諸文献によれば、財務諸表に記載すべき内容の吟味、すなわち財務諸表能力論ともいべきものの出現が、いわば簿記論を超える一要因となっているように思われる。そして、会計理論にインパクトを与えた事実として、とりわけ鉄道の会計が好個の例であるが、大企業を中心に長期使用資産の導入が顕著になり、一般的に、いわゆる資本の有機的構成が高まる中、当該支出が資本的支出であるか収益的支出であるか^{*}などの吟味は、特に資産と費用との一線の認識に、否定できない一動機であったと思われる。このような点に関して、当時の代表的な見解の中でも^{**}、H. R. Hatfield の

主張や指摘に、今日の評価問題に連続する基本的視点ともいべきものがあり、まずその論点を拾っておこう。

* Brief の論証では、すでに資本と利益の区分は重要視されていたものの、資本的支出と収益的支出の体系的区分が出来なかったか故意に履行しなかった点が、当時の会計的誤謬の一つの原因であったという。—R. P. Brief “Nineteenth Century Accounting Error” (Journal of Accounting Research 3, Spring. 1965) pp. 12~31 参照。

** 体系的な論稿として、Charles. E. Sprague “The Philosophy of Accounts” (1907) や William. M. Cole “The Fundamentals of Accounting” (1921) の見解を想定している。とりわけ後者は、簿記からの会計係の独立を意図して (Ibid, pp. 5 ~ 6) 貸借対照表能力論の展開がみられる点で簿記論を超えている。

Hatfield の代表的著書の後半部に、報告に機能する財務諸表と損益計算との全体的理解を示す象徴的な指摘が見られる。「複式簿記が会計学になした主な貢献は、それが別個に損益勘定を導入したことである*」と、また「損益勘定は、そのより優れた明瞭性と完全性とによって、二つの計算書が互いに他を補完するものとして、一般的には両者ともに公表されるべき貸借対照表への一つの重要な結合物 (a valuable adjunct) である**」と彼は述べている。

* H. R. Hatfield “Modern Accounting—Its principles and some of its problems—” (1909) p. 274.

** Ibid. p. 196.

貸借対照表が前面に出るのは、時代的な制約として当然であるが、明瞭表示に連続するものとしての評価論の基本的課題も端的に示されているのである。Hatfield は、貸借対照表の不明瞭性とその結果生じる誤解とは、次のようにいくつかの異なる原因に由来するという*。それは—

- (1) 会計それ自体の性格であり、これは見積りということを基礎にしているので決して絶対的なものとはなり得ないし、また誤りから解放されるものでもない。
- (2) 使用される用語の曖昧さと専門用語が誠実に使用されたときですら、誤

解されやすいということである。

(3) 取締役あるいは重役が故意に会社の状況を歪めて報告することである。

この場合、(2)については、明確で統一的な会計用語の獲得が望まれることと、(3)では、結局、秘密積立金の問題を想定していることとが明らかである。(1)について、彼は、「すべての会計の不確実性は、これを完全に避けることはできない。それは主に資産の評価に関連して表われる。多くの場合において価値の客観的な基準というものは存在していない。したがって誤った見積りに対して保証する方法もなんら存在していない**」と述べ、これを評価論展開の基本的認識とするのである。

* H. R. Hatfield, op. cit. p. 55 参照。

** Ibid. p. 55.

そこで、Hatfield は次のように言う。すべての費用を認識でき、すべての費用勘定が損益に締切られ、そしてすべての評価勘定が当該勘定から差引かれるべしと仮定すれば、貸借対照表は、その最良の形において、借方にその企業に属する資産の表ともいるべき、つまり完全な財産目録ともいるべきものになる。その処理過程では、全課題が商品の棚卸しに関わってくる*。したがってこの場合、問題は、(1)いかなる項目がそれに含められるべきか、(2)いかなる支出がそれらの原価に入るものと考えられるか、(3)その後の再評価 revaluationにおいて、資産はその原始評価額 the original valuation で継続されるべきか、それともそれらの価値が何か新しい基準で評価されるべきか、以上の三つを指摘できるが、Hatfield は、これらの問題はそれぞれ独立のものではなくして、それらはすべて、資産の現在の再評価という(3)の最終的問題に包摂されるであろうと述べている**。

* H. R. Hatfield, op. cit, p. 74 参照。

** Ibid. p. 74 参照。

したがって、再評価の基準について、Hatfield は、要約以下のように述べている。「資産の最初の評価はその原価を越えるべきではないという原則を認

め、その正確な原価を決定する際に実務上のおよび理論上の困難に留意したとしても、資産のその後の再評価についていっそう重要な問題が残されている。それは、取得原価で記入されるべきかそれともそれ以外のなんらかの評価額で記入されるべきか…」(op. cit, p. 80)

そのような評価額の適用方法は種々あるにしても「…『継続企業』としての現在の所有主 present holders に対する資産の価値を基礎にすべきである…。適切な価値は、資産がそれを継続的に所有する人に対してもつ価値であって、他の人々…に対してもつ価値ではない。」(op. cit, p. 81)

評価の基準として、管財人の手にある会社のあるいは清算時の価値は不合理で、その記録では、貸借対照表で支出能力を示すことにもならないといつて誇張でもない。「棚卸価値の基礎は『継続企業』としての所有主に対する当該資産の現在価値であるという、一般原則が採用されなければならない。この原則に対して、主として、価値の自己欺瞞的な過大表示を防ぐために導入される、除外や修正があるかもしれない。」(op. cit, p. 81)

このことが、「固定」fixed 資産と「流動」circulating 資産との区別という、きわめて重要な区別を導くのである。「これら二種類の資産の評価基準についての違いがしだいに認識されてきており、それは、固定資産に関して、流動資産に認められているよりも一層広い幅を許容している。一般に、固定資産は、その後の価値の下落にもかかわらず、その原価で継続するのが合理的であると考えられている。ところが、流動資産の評価に関しては、市場価値が取得原価を越える場合に市場価値が採用されうるかどうかについては若干の疑問があるけれども、現在価値 current values に注意が払われなければならない。」(op. cit, pp. 81~82)

低価法が意識されていることは、明らかであろう。Hatfield は、土地、鉄道の路盤、水利権などについて、一時的な市場価値の変動は無視されることに言及し、しかしながら次のように述べる。「たとえば、機械のような固定資産の使用価値の実際の変化は、たとえ人の目にはその機械が変化しない今まで

あっても、考慮されなければならない。専門用語でいえば、固定資産についての変動は無視されるとしても、減価は常に考慮されなければならないということである。」(op. cit, p. 83)

かくして、Hatfieldによれば、一般に適用されるべき評価の三つの通則ruleは、「(1)財産目録に計上されるべき価値は、清算価値ではなくて、継続企業に対する価値であること、(2)固定資産の市場価値の変動は無視されるであろうこと、(3)減価償却は常に考慮に入れなければならないこと」(op. cit, p. 83)となる。

Hatfieldのこのような論述は、平易な表現であるが、しかし、その素朴な指摘的一般性の中に、現代の評価論の基本的問題のすべてを含んでいるといつてもよいように思われる。

「期間」損益計算のための評価は、まず第一に継続企業を前提とした資産評価の観念を強調する必要があり、一時的な、企業清算の場合のような鑑定的意味を、むしろ払拭する必要があったであろう。継続企業概念それ自体は、継続的な営業価値という用語法で基準や原則という解釈のもとに理解されるものではなく*, 評価や損益計算の前提であるが、継続企業を前提とすれば、「取得原価」は、主体的に記録にもち来る企業側の資産の価値を代表する表現となることも、明らかにしなければならなくなつた。

* この点は、Hatfieldの前掲書 p. 81 の前掲引用文「棚卸価値の基礎は『継続企業』としての所有主に対する当該資産の現在価値であるという、一般原則が採用されなければならない」を代表させて考えれば充分であろう。「一般原則」は、原文では general principle であるが、それは、継続企業を前提としての資産の現在価値を指しての意味であることは明瞭であろう。同様に Hatfield の上のような論点を背景に「…資産の再評価に継続事業価値を基準としたことの結果として、我々は固定資産及び流動資産を区別せねばならぬ。」としてその点の検討に入る丹波教授の「基準」の用語法は「基礎」というほどの意味ではあるまい。—丹波康太郎「ハットフィールドの評価論」：日本会計研究学会編『評価学説研究』(昭和 12 年) pp. 15~16。

Hatfield のいう損益計算に連続する費用認識の集約としての再評価 re-valuation は、まさに決算修正を意味すると解され、したがって資産の類形化とそれぞれの資産の取得原価額に対する増価減価の考慮とが不可欠の要素となつたのである。

以上のような論述の過程は、期間損益計算体系確立の時期としては、当然に生成すべき指摘であって、たとえばドイツの近代会計理論生成期における Scheffler の継続企業概念や主觀価値の指摘*, また固定資産に関する Fischer の指摘** など、その表現までも含めて、酷似しているのは、偶然ではない。

* H. Scheffler "Ueber Bilanzen" (1879) 特に s. 19~s. 28 の論述参照。

Hatfield 前掲書 p. 81 の引用文の論点と対比されたい。

** R. Fischer "Über die Grundlagen der Bilanzwerte" (1909)s. 50~s. 63 の論述参照。Hatfield の前掲書 p. 83 の引用文の論点と対比されたい。

評価の妥当性は、記録表示の主体の判断の赴くところが問題であって、 Hatfield が指摘するように、それは、価値の客観的基準は存在しないという点から出発せねばならない。この場合、過大表示に至るか過小表示に至るについて、彼は、過小評価が会社の経済的な立場を改善し、餽配当の危険を防ぐものと主張されてきていること、また先例として、数百万ポンドの価値を有する土地と建物を貸借対照表から省いているイングランド銀行、不動産や固定設備を 1 マルクという名目的金額で表示するドイツの会社、そして、アメリカの鉄道会社の間で、巨額の利益が軌道の評価額の引下げを可能にするときに一般的傾向であることなどをあげる。

これらの点から、Hatfield は、「特定の資産の過小評価が、そのあるがままの状態のより真実な概観を確保しようとするための試みであるかぎりにおいて、その行為は正当化されうる*」と述べ、また、過大評価に対する反動は、まったく自然で、一般に健全なものであると述べて、しかし、正確な価値を見過ごし、それを会計の目標として掲げることを断念するのは誤まりである

という考えを明記している。Hatfieldには、基本的に、資産評価が利益の過大表示や過小表示に結果することのいずれにしても弊害にちがいないという思考がある。利益の過小表示と秘密積立金の設定を伴う資産の過小評価は、二つの弊害のうちでより害の少ない方にもしても、なお「会計の理想的な標準」にはほど遠い**と指摘するのである。会計行為に、一層精緻な基準化が求められる理由が読みとれるであろう。

* H. R. Hatfield, op. cit, p. 84.

** Ibid, p. 85.

ともあれ、初期の文献において、継続企業を前提とし、期間損益の算定を目的とした場合に、資産の価額づけは、原価を基礎とする論理が確立されているのである。この場合、用語法としても価額の認識上も、現在価値に注意が払われていることを、まず指摘しておこう。

第三節 特に流動資産と固定資産の評価について

継続企業を前提として、資産評価の基準の吟味に、流動資産と固定資産の区分を要し、その際、「原価額」や「現在価値」が基準設定のキーワードとなっていることは否めない。

19世紀後半から1920年にかけて、諸文献における評価基準の吟味の対象は、前章（そのI、導入＝方法について）で指摘した内容にはほぼ固まりつつあり*、その論点も幅広く今日の会計理論の萌芽を読みとれるが、ここでは、特に棚卸資産に代表させて流動資産の評価を、減価償却に代表させて固定資産の評価を、比較的広範に論点を提示している文献にしたがって、それぞれ当時の問題認識に触れておこう。

* 以下に採り上げる論稿でも Paton は、会計人の評価の作業は、減価償却方針の設定に、棚卸方法すなわち商品や原材料の評価基準に、手持有価証券に、社債その他の繰越額と利益資本の区別に、受取勘定の確定にそして暖簾や無

形資産の標準に関わると、明記している。—W. A. Paton, "Valuation of Inventories" (Journal of Accountancy 1922) p. 434。

(1) 棚卸資産について

—Patonによる問題点の指摘—

W. A. Patonは、その論稿"Valuation of Inventories" Journal of Accountancy XXX IV (December, 1922)において、以下の諸点を述べている。以下ページは、この論稿による。

まず Paton は、棚卸しの価額づけの問題は、いまだ充分に落着いていないと、またそれは財務諸表の中で最も不明な数値 the most dubious figure を含んでいると言う (p. 432 参照)。そして彼は、会計の理論及び実務の要点 crux は評価にあり、即「法律」の研究である必要はないとして、「会計士の直面する問題は、期間的再評価 periodic revaluation である…」(p. 433) 「特定企業に特定時点で、基本的な報告書である損益計算書や貸借対照表の用語で価値指標を割り当てることが、会計の本質である…」(p. 433) 「合理的な所得や貸借対照表数値を発見する目的での資産再評価が、厳密に会計士の領域の範囲内に属する仕事である。」(p. 433) と、その基本的認識のもとに、価額づけの具体的問題に言及する。

問題は、「物的指標が価値的用語法（ドル、セント）によっていかに変化するか」(p. 434) であるとし、それは三つの可能性、つまり(1)実際原価、(2)取替原価、(3)売却価格によるという。

第一に、棚卸資産評価の一つの可能な基礎として実際原価について述べる。この規準は、単に取得が現実の現在価値を反映しないという理由だけで拒否されるべきではない。実際原価は、もし人が売上を利益認識のための不可欠の証拠と見なすならば合理的な評価方法である。取引する企業にとって、利益決定要因としての実際原価は、貸借対照表における現在価値の証拠として重要である、と (pp. 435~437 参照)。

ただ、実際原価の決定の困難性から、計算上多数の接近法が展開されてきたとし、中で、加重平均法（そのバリエーションとして移動平均法）と最終仕入原価法の検討を行なっている。この内、最終仕入財の原価での棚卸資産の価額づけは、それが①単純に体系的に適用されうる方法であること、②棚卸資産価値が現在の商品価値を公正に再表現し経済経営原則と調和していること、③その決定方法が好調の企業において財の物的流れの面で合理的仮定であること、等々の理由で実務上好まれているとの事実の指摘がなされている（pp. 438～440 参照）。

第二に、取替原価について、Paton は、たとえ物価上昇期におけるこの方法の使用が、ある未実現利益の認識に結果するかもしれないとも、拒否されるべきではなく（p. 441 参照），次の三点で支持されるという。つまり(1)さまざま単位の同種の財貨に同価値を割当てるので、実際原価よりも論理的である。(2)取替原価が売価への重大な影響を持っており、したがって経営に真の意味を持っている。(3)用いるのに最少の事務努力でよい。そしてこれらの点をして、それが貸借対照表における財務状況の最も合理的な描写である、と指摘する（p. 442 参照）。

次に、上の二法の折衷として実際原価か取替原価かのより低い方の価額づけ、つまり低価法について、「私はこの評価方法は全く不合理だと思う…」（p. 445）と、Paton 自らの意見を表明している。その理由は、①取替原価の確認という技術的困難や二者択一の数値が計算されねばならないことなど、記録・仕事量の点で適用に困難である、②一貫性という基本的な基準を侵害する、そして③未実現損失を認識し、未実現利益の認識にも結果しうるもので、販売取引に向けて、利益計算の限定を保証しない、という点をあげるのである（pp. 445～446 参照）。これとの関連で、Paton は、保守主義に触れ、その趣旨は利益や配当を押さえるのに役立つ手段だが、にもかかわらず低価法は反対されるだろうと述べる。保守主義は実務の矛盾や不合理によって保証されるものでなく、保守主義は、継続事業の点から、合法的評価の任意の修正

を要求するものでもなく、また何故一貫して保守主義でなければならないかといえば、それは不良債権や商品破損が生ずるからであるが、しかし良好な企業で何故低価法が必要かと述べ、低価法は、いかなる場合にも合法的な適用性をもたず、公的専門職からも賛成されていない、と結論づけている (p. 447 参照)。

第三の売却価格での棚卸資産の評価については、たとえば金の生産、鉱山、石油その他特殊な産業で継続価格記録の努力の必要のない場合、小麦農業の場合のように、生産的行為が圧倒的意味を持っていて販売行為に意味がないような状況においては、基準として支持されるであろうと述べる。この場合、売上原価は名目的で、売上は市場価格で保証されること、この基準の手元商品への直接適用は、未実現の利益を含むので会計人が嫌うこと等を指摘している (pp. 447～449 参照)。

このような検討の後、Paton は、経営状況が、単一の評価ルールや原則では対応できないほど複合しており、「我々は、伝統と偏見にもとづいて純粹に通則や原則のなきを非難するのではなく、基本的には合理性や便宜性を根拠に、すべての方法をテストするという寛大な態度を探らねばならない。」(p. 450) と述べ、上の諸基準はそれぞれ場を持つこと、ただ低価法は合理性がなく、AIA にその保証を拒絶するよう望むことを強調して稿を結んでいる (p. 450 参照)。

かくして、Paton の指摘に沿ってみると、棚卸資産評価の基準は、1920 年までにはほとんど今日的意味をもって認識されているといえよう。しかしその適用と実務的経験の点では、Paton の言葉どうり「すべての方法をテストする」段階にあることも事実である。会計理論が実務的背景を得て、より実質的意味を伴なって体系化をみるのは、この段階ではない。たとえば低価法についての認識において、Paton 自身が 1930 年代以降の会計原則確立期の論稿において、また違った意見のみられることも事実である*。すでにこの段階でいくつかの基準が明瞭に認識され、その適用上の効果も認識されているので

あるが、その上でいかなる基準が選択されて実務が動いているのか、いかなる基準をもって実務を進めるべきなのは、次の段階の体系化と論理整合性の新たな時代を待たねばならない。

* R. A. Stevenson との共著“Principles of Accounting”(1918), Littleton の前掲共著“An Introduction To Corporate Accounting Standards”(1940), Paton. Jr との共著“Asset Accounting”(1952), “Corporation Accounts and statements”(1955)等々において、原価評価と時価評価の両面から、その特徴ある指摘を読みとることが出来る。次章以降の検討点となろう。

(2) 減価償却について

—— May の問題点指摘を中心に ——

G. O. May は、その論稿“The Problem of Depreciation” Journal of Accountancy XIX (January, 1914)において、減価償却の論点をまとめており、そこでは、基準確立に向けての移行期の微妙な論旨の展開がみられる。以下、まずこれに従って論点を整理しておこう。

May はまず、減価償却が理論的に注目され重要性が認識されているものの、当時、その処理は充分ではないと指摘する (p. 1 参照)。減価原因は、①財の使用に起因しない外部の事情、②消耗、③廃棄や取り替え（すぐれたものの登場）の三点があげられ、その動機はほとんど今日のそれに合致しているが、問題は、減価償却の理論的分析を試るにさいして、それが「どこまで会計の問題か、どこまで評価の問題か」(p. 1)との指摘の意味するところにある。

May は、減価償却の測定に要求される目的は大きく二つあるという。すなわち(1)財の価値決定のためであること、(2)営業利益決定前にどれだけの引当金が earnings から創出される必要があるかを確認することであると (p. 3 参照)。この場合しかし、May の論点はむしろ(1)の方向からの表現が目立ち、必ずしも両目的が有機的関連あるものとして述べられているのでもない。前提的認識として、次のような諸点が表明される。

営業目的での減価償却費の測定上、新しい価値は変動があっても無視されるが、変動の評価にもとづく投下資本数値の継続的維持が最も重要で困難であろう（p.3 参照）。

旧式化の場合には、評価の観点からよりも経営の観点からの方が、困難はより大きい。旧式化のための引当の欠如は混乱を招き、保守主義の欠如である。引当が大きければ、最終的には将来の利益を増すことになる。「為すべきは、引当が良き判断の行使によって、時々の修正によって、経営状況の再考によって、出来るだけ正確になされることである。」（p.4）

また、減価償却に対して、エンジニアは評価の立場からの問題の考慮を要求し、会計士は営業に対する適切な費用の確認に関わるとして、期間的評価は、減価償却の適切な費用決定において、会計士に対して手助けよりも障害といつても言いすぎでないとの指摘がみられる（pp.4～5 参照）。しかし一方で、「評価の目的は、使用資産の現在の減価された価値を決定することで、…減価償却による最終的な総損失が、使用期間のすでに終了した単位の部分とまだ将来に属する部分との間として割り当てられるべき基準を確立することが必要である」（p.5）と述べ、評価者の作業が、減価償却問題の考慮に役立たないとは言えないとの指摘もしているのである（p.6 参照）。この点は、May の論稿の結びの伏線となっている。

このような問題意識のもとに、May は、具体的諸論点を意見を交えて述べている。

設備の新しい価値の変動と耐用年数による現実の消耗との間の区別の必要性については、継続企業についてその方途を弁護することが賢明であるかどうか疑問であること（p.7 参照）――

設備価値の評価値への増価は、所有主には魅力的だが、分配不能の剩余金を生むこと（p.7 参照）――

新しい価値が原始原価より小さい場合には、低い評価値にもとづいて費用化されるべきで、それは単年度の処理ではなく、利益や損失が過去の

取引から継続していることに鑑み現在の状況にもとづいて計算結果を確認すべきこと（p. 8 参照）――

耐用年数は、合理的予見可能な準備と予期せぬ短縮への準備を要し、廃棄の可能性の認識には保守主義が発現すること（pp. 8～9 参照）――

さらに耐用年数の延期、吸収されるべき維持費と維持および減価償却引当金をカバーする引当金設定の方途など、減価償却の人的管理の領域に負う部分について、維持の問題を減価償却問題にからませた場合に、それが固定的な引当金設定とは別の費用による営業費の過度の救済の機会を与える問題について、改築や更新にまで拡げられた場合の見積り耐用年数にわたる設備の費用配分が、使損や損耗による損失を年度の期間にわたって公平に配分しないという問題について、更新と修繕との区別という困難な問題に近年実行可能な区別の方向を生み出してきたことについて（pp. 9～11 参照）――

以上、いずれも若干の意見をはさんで検討の後、減価償却のさまざまな根拠と会計人その他専門家達の影響を及ぼす考慮との関係に触れて総括をしている。この場合、新しい価値の上昇と下落は、特定対象の現在価値決定の点で相対的に評価者の問題であること、評価の立場からも経営の結果からも測定を求められる耐用年数の問題は、経験的見積りと観察による検証をする点で、役員、評価者そして会計士が最良の可能な取扱いを保証することに貢献しうること、廃棄の問題は、現在の評価に関する限り判断と経営成果の観点からの保守主義の問題で、会計士のそれは正しい結論に結びつくであろうこと、人的管理の領域に属する点で、とりわけ維持計算の検証は、エンジニアや評価者と会計士との間の共同作業が要求されること、そして更新と修繕の有用性や耐用年数延長等の取扱いは、減価償却の一般理論に依存すること（pp. 11～12 参照）を論点として、May は次のような意見を述べるのである。

「減価償却問題の…複雑さは明らかである。つまり、その問題は、会計士が独力で充分に扱いうるものではなくて、熟練の作業者や技術者が最も正確な解明をすべき場合に要求される問題であることは明らかである。しかしな

がら、会計士が、問題に関するいっさいの試みにおいて最も有利に扱いうることを無視できないことも同様に明らかである。多くの面で、彼は基本的に権威があり…会計士のサービスは、物理的事実と帳簿記録との間の適切な一致を保証しなければならない」(p. 12)減価償却問題の論述が実務解明に達してきて、真の難しさが生じてきていることを指摘し、稿を結んでいる。

かくして、May の減価償却の論述は、資産価値の評価値との齟齬を諸面にわたって検討するものである。それは当然、費用額決定に連続する問題で、May の言う減価償却の二つの目的の(2)に連続するが、全体としてむしろ(1)の方向からのアプローチといってよいであろう。

この点、May のこの論稿に先立つこと 5 年、1909 年の前掲書“Modern Accounting”の減価償却の章において、Hatfield が、同様にそれは「資産の評価に関する問題の一側面である*」としながら異なる論点を展開することと比較するとそのニュアンスの相異は一層明らかである。すなわち Hatfield の場合には、生産費を見積るのに賃金、材料、利子、賃借料、修繕費、更新費用についてもちろんだが、さらに用役能力が失なわれていく固定資産の価値減少に対しても考慮をはらわねばならないとの指摘から、したがって利益は、減価償却費を控除した後にはじめて確定されるので、減価償却は利益の一部の処分ではなく費用であることを強調** する展開となっている。つまり、それは使用期間中に費用として配分されるべきこと、機械および特許権の費用総額を、各年度の営業活動に割り当たるべき部分に人為的にしかもたとえ近似的であっても分割することが必要となること、時の経過に比例して割り当てるものの、見越・調整という点で、繰延資産と減価償却との境界線は論理的に曖昧であること等々*** の指摘がなされることとなっている。

* H. R. Hatfield, *Ibid*, p. 121。松尾憲橋訳『近代会計学』117 ページから 138 ページ参照。

** *Ibid*, p. 121 参照。

*** *Ibid*, pp. 122~123 参照。

Hatfieldの、減価償却は利益の処分ではないとの主張は、実務にそれだけの混乱があることの反証に基づいており*, 当時いまだ減価償却の考え方が確立していなかったことが容易に知れる。この損益計算を前提とするいわゆる費用配分の認識が、May のこの年代の主張において所与の前提であるのかどうか、上の論稿だけでは結論づけがたい。それを所与の前提としても、その検討を進めると資産価値と評価値との齟齬の問題にはつき当たるので、May のこの年代の主張がその段階のものであるかどうか、即断しがたいのである。ただ、May の上の論稿の主張によれば、評価者と会計士（会計担当者）が区別されていて、評価者は資産価値に会計士は損益計算に関わるとのシェーマを重要な論点としている掲げるのであるから、この場合、会計士が資産価値のしたがって費用の評価を損益計算に向けて行なうような会計の体系的理解については、若干その認識表明に欠ける点を認めざるを得ないであろう。要するに、混乱はすべて資産価値の位置づけ** が新たな段階にさしかかっていたことに由来するのである。

* 特に諸事件に対する裁判所の判例については、Hatfield, *Ibid*, pp. 124～125 参照。最近の進歩は、州際商業委員会により判定された鉄道会計の諸規則が毎月の経常的な減価償却費控除を規定することであると指摘している—*Ibid*, p. 126 参照。

** 因みに、1920 年代末、American Association of University Instructors in America の“Appreciation”に関するシンポジュームで、それは減価ではなくて標題どうり大部分は増価についてであるが、多数の参加者の報告とコメントに共通の認識は、会計における価値の位置づけとその限定の困難なことである。参加者は、基本問題のコメントが J. R. Wildman, C. C. Carpenter, H. R. Hatfield, 配当可能性についてのコメントは、E.R. Dillavou, J. R. Wildman, 記録についてのコメントは、Andrew Barr. Jr, 減価要素の評価性については、H. R. Hatfield, J. R. Wildman, 総括的コメントは、Irving Fisher, A. C. Littleton と、多士に及ぶ。—“A Symposium on Appreciation” (The Accounting Review, March 1930, No. 1)。

第四節 基礎的概念の萌芽

Chatfieldによると、イギリスの法廷では、1838年に減価償却を原価との関わりで認めていたとあるが^{*}、19世紀後半でも、イギリス人の対米投資に伴って、アメリカへのイギリス人の会計事務所の進出が、いわゆる監査業務としての精査を生み出す一要因となった時期であり、また会計士は簿記実務者の代名詞であった時期であるから^{**}、アメリカでは、明確な原価「概念」の形成は、さらに遅れると言ってよい。

* M. Chatfield, op. cit, p. 234 参照。

** ただし、その後の会計と監査の制度化への対応は極めて機敏で、1896年にニューヨーク州で初めて公認会計士法が制定されて以来、各州が倣い、1916年には全国的な職業会計士団体も形成され、この20年の間に、今日の独立監査の基礎は完成する。

同じく、Chatfieldによると、1900年に減価償却を配賦問題として考察する会計人はほとんどいなかった^{*}、とあるが、このことはまた、期間性の概念やしたがって継続企業の概念が確立していないときには、当然の帰結であろう。資産に対する計算の主たる目的が資産取替のための資金準備にあり、資産評価にも棚卸計算法をもって事足り、固定資産は未売却の商品のように評価され、したがって、利益も概ね資産の総価値の変動に起因するという状況が留まっているところに、期間損益計算の実務と理論の融合は望むべくもない。

* M. Chatfield, op. cit, p. 234 参照。

継続性の概念が、単なる清算価値を排除することになり、したがって、使用目的に応じた資産評価を要求することとなる。すなわち、固定資産には歴史的原価を、流動資産には実現可能価値をという如く。

無論、その背景には、本稿(そのI)の冒頭で、かの Littleton の指摘によって述べたように、株式会社の配当が、すなわち利益処分の重要性が看過できない動機として、まず承認されるのである。この利益処分の意味でいえば、

さらに課税方式の変化が、特に所得税法が、期間損益の算定の論理とそこにおける歴史的原価評価の広範な採用という実務的変化に多大の影響を及ぼしたことが指摘できる*。課税する当局の立場からも、税負担をする企業にとつても、未実現の利益は望ましいことではなかった。

* この点の論証は、たとえば Chatfield の前掲書第 15 章『所得税の会計への役割』においても見られ、特に「1913 年以降のアメリカ内国歳入法」の一節（前掲訳書、pp. 264～272）は、興味深い内容を含んでいるが、中でも、租税制度と歴史的原価認識の関連と、さらに 18 世紀から 19 世紀にかけての法人税法と分配の関連とは、若干実務史の観点から、別途検証してみる必要があると考えている。

この意味では、Storey の言うように「原価での棚卸商品の評価を要求するのは、継続企業の概念ではなくて実現の原則である。それ故、実現は、所得の決定についてのそして現在時の資産の評価についての、最も重要なコンベンションである。」* こととなる。ただこの場合、我々は、前節に Hatfield が指摘しているような意味で、継続性は期間損益計算の前提として整理し、したがって、それと他の諸概念との位置づけを特に取り上げることをしないのである。いずれにしても、諸概念は、期間損益計算体系におけるワンセットの問題として考えられる。

* R. K. Storey “Revenue Realization, Going Concern and Measurement of Income” (The Accounting Review 34—1954) p. 238.

当時、低価法が実現の概念とどのように結びついていたかも明らかでなく保守主義との関係さえも明瞭ではないが、評価論における保守主義概念は、諸々の意味で存在していたことだけは明らかである。保守主義の意味のある面は、前述の Paton の指摘にみられるが、その動機一般と保守主義発現にインパクトを与えてきた背景について言えば次のような諸点に要約できるであろう。第一に、企業側が報告利益の平準化と支払配当金の期間的均等化を好み、この場合、資産価値の体系的な過小表示の方が株主の保護に通じると考えられた。第二に、株式会社の発展期にあって、破産や倒産の発生件数の多

い企業環境の中で、簿記的過小表示の選好が暗黙のうちに浸透していった。第三に、財務情報の有力な読者が銀行であった経済的背景からは、膨大にふくれあがった担保物件価値に低価の適用は妥当なものであった。そして第四に、体系的な減価償却、貸倒引当金、歴史的原価評価の広範囲な採用を許すことによって、所得税法がまず財務的過小表示の動機を与えたのである。このような保守主義や低価法の意味も、しかし、それまで30年間の物価下落の終りの年である1900年と原価主義評価の制度的確立の契機1930年との間をもって変ることが予定されていたのである。

かくして、鉄道以外には会計規制もなくいまだ曖昧模糊とした基準化の過程ではあるが、19世紀末から20世紀初頭に、すでに損益確定に連続する評価の枠組が、かなり明瞭に認識されることとなっている。それは、「資産の取得した『原価』の記録」「実現した利益を認識すること」「資産価値の低価による保守的処理」という表現に集約されるといってよいであろう。

1930年代の原則運動は、これらの思考の急速な基準化への包括的な試みである。